

岐南町自治会絆づくり交付金事業 概要

【目的】

岐南町自治会絆づくり交付金は、希薄化した地域の絆を深め、自主的・主体的な地域活動の推進を図ることを目的として、町内の自治会に交付するものです。

【対象事業】

(1) 運営事業 (旧基本交付金事業)

自治会を運営する経常経費に対して交付します。

【対象となる経費】

- 総会、班長会などの会議に必要な経費
- 役員手当
- 町民運動会に必要な経費
- 奇数月の第3日曜に実施する「清掃の日」の活動経費
- 自治会活動保険料
- 自治会運営に必要な消耗品費
用紙代、インク代 など

(2) 絆づくり事業 (旧活動交付金事業)

運営事業以外の事業で、自治会内の連携が図られ、地域の連帯感が深まり、自治会が自主的に活動する事業に対して交付します。

【対象となる事業】

①	地域の交流を深める事業	②	高齢者等の福祉に関する事業
③	子育てに関する事業	④	健康づくり事業
⑤	公園整備等に関する事業	⑥	自主防災事業
⑦	交通安全対策事業	⑧	防犯対策事業
⑨	環境美化事業	⑩	エコ推進事業
⑪	生涯学習事業	⑫	青少年育成事業
⑬	交付金事業の実施のために設置する組織の運営に関する事業		

【対象とならない事業】

- 事業の効果が、特定の団体のみに帰属する事業
- 宗教、政治及び営利活動を目的とする事業
- 国、県又は町から他の助成制度を受けている事業
- その他、認定審査会が適当でないと認める事業